

著作権相談員の養成

都道府県行政書士会は、日本行政書士会連合会が定める要綱に基づき、著作権相談員養成研修を実施しています。

年 度	内 容
2002(平成14)	養成研修(東京会)
2003(平成15)	養成研修(日行連)
2004(平成16)	養成研修(日行連) 著作権法講習会(秋田、青森、岩手会)
2005(平成17)	養成研修(単位会)
2006(平成18)	養成研修(単位会)
2007(平成19)	養成研修(単位会)
2008(平成20)	養成研修(単位会)
2009(平成21)	養成研修(単位会)
2010(平成22)	養成研修(単位会)
2011(平成23)	養成研修(単位会)
2012(平成24)	養成研修(単位会)
2013(平成25)	養成研修(単位会)
2014(平成26)	養成研修(単位会)
2015(平成27)	養成研修(単位会)
2016(平成28)	養成研修(単位会)

日行連:日本行政書士会連合会

単位会:都道府県単位に置かれている行政書士会



著作権制度普及啓発の 新たな試み

我が国は、先般、「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けてー」(2016年6月2日、閣議決定)、「知的財産推進計画2016」(2016年5月9日、知的財産戦略本部決定)をとりまとめ、成長戦略第二ステージの三つの課題のうちの一つに、新たな産業構造を支える「人材強化」を明記し、そのため、創造性の涵養及び知的財産(著作権分野を含む)の保護・活用とその意義の理解に向けた教育の推進を求めています。

日本行政書士会連合会は、従前より、著作権制度を含む知的財産制度の普及啓発並びに著作権相談員の養成等の人材育成を図っているところですが、これは、日本再興戦略をはじめとする政府の方針と軌を一にするものです。

また、日本行政書士会連合会は、新たに、2016年度文化庁委託事業「著作権者不明等の場合の裁判制度の利用円滑化に向けた実証事業」に、アドバイザーとして参画し、内閣府施策「知財創造教育推進コンソーシアム」に委員として参画しています。

日本行政書士会連合会は、今後いっそう、行政書士業務の改善進歩を図るとともに、政府の諸施策実現に向けたさまざまな協力や専門人材の養成等を積極的に進め、我が国の発展に寄与してまいる所存です。

2017年3月 発行
編著者:日本行政書士会連合会第三業務部
発行者:日本行政書士会連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

著作権制度の 普及啓発を支援する **著作権 相談員**



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

日本行政書士会連合会
2017年3月

著作権相談員とは

著作権相談員の呼称は、日本行政書士会連合会の定める著作権相談員養成研修実施要綱に基づき、都道府県行政書士会が実施する著作権相談員養成研修を受講し、効果測定に合格したことを日本行政書士会連合会に登録した行政書士に与えられるものです。著作権相談員の呼称は、著作権分野を専門とする行政書士であることを示す一つの指標となるものです。

著作権相談員制度は、2002(平成14)年度に、文化庁の協力を得て、日本行政書士会連合会が創設したことにより始まります。この時期は、ミレニアムをはさんで1999(平成11)年度に産業活力再生特別措置法が、2000(平成12)年度に産業技術力強化法が、2001(平成13)年度に第2期科学技術基本計画が、そして2002(平成14)年度には知的財産基本法が、次々と制定されています。まさに、著作権を含む知的財産権の重要性がいっそう高まっていった時期でもありました。この機運が、著作権相談員制度の創設を後押ししたと考えられます。

行政書士は、かねてより、行政書士法第1条の2に基づく専管業務である著作権及び著作隣接権並びにプログラム著作物に係る登録申請書の作成とはじめとする著作権分野の各種業務に携わってまいりました。著作権相談員制度の創設により、著作権分野を専門とする行政書士のスキルアップを図る場が設けられたこととなります。

第4次産業革命の実現に向け激動する今日、我が国の行う著作権制度に関する普及啓発の一翼を担う、またこれを、積極的に支援する専門人材として、日本行政書士会連合会の著作権相談員登録を受けた行政書士への期待は、とても大きなものがあるといえます。

全国に広がる著作権相談員

全国には、都道府県行政書士会ごとに次の数の著作権相談員が登録されています。

単位会	相談員数	単位会	相談員数	単位会	相談員数
北海道	224	静岡	165	岡山	48
秋田	27	新潟	132	広島	149
岩手	82	愛知	254	山口	45
青森	50	岐阜	53	香川	35
福島	79	三重	92	徳島	23
宮城	158	福井	41	高知	18
山形	46	石川	55	愛媛	77
東京	891	富山	28	福岡	69
神奈川	408	滋賀	56	佐賀	26
千葉	264	大阪	419	長崎	36
茨城	162	京都	159	熊本	41
栃木	106	奈良	86	大分	48
埼玉	371	和歌山	46	宮崎	41
群馬	122	兵庫	196	鹿児島	65
長野	71	鳥取	40	沖縄	22
山梨	73	島根	41	合計	5,740

(2016年6月27日現在)

地方協議会

日本行政書士会連合会では、都道府県行政書士会相互の地域的連絡調整を図り、各行政書士会の発展向上のために必要な事業を行うため、次の地方協議会を設けています。

北海道地方協議会：北海道

東北地方協議会：青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島

関東地方協議会：東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、長野、山梨、静岡、新潟

中部地方協議会：愛知、岐阜、三重、福井、石川、富山

近畿地方協議会：滋賀、大阪、京都、奈良、和歌山、兵庫

中国地方協議会：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国地方協議会：香川、徳島、高知、愛媛

九州地方協議会：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

著作権普及啓発事業、著作権分野に係る協定、政府事業への協力

日本行政書士会連合会は、著作権制度の普及啓発のため、都道府県行政書士会とともに、一般の方々を対象としたイベントの実施や著作権分野の諸団体との相互連携はもとより、政府事業への協力をを行っています。

年 度	内 容
2002 (平成14)	著作権制度伝達研修会(日行連)
2004 (平成16)	知的財産推進本部を設置(日行連) 著作権フォーラム2004(東京会)
2006 (平成18)	著作権フォーラム2006(日行連・東京会)
2008 (平成20)	著作権フォーラム2008(東京・大阪・仙台開催)
2010 (平成22)	不正商品対策協議会加盟(日行連) 日本音楽著作権協会と相互協力で調印(日行連)
2014 (平成26)	法教育(著作権)出前授業 (盛岡市立米内小学校(1回1日)(岩手会))
2015 (平成27)	著作権教育出前授業 (東京都北区立田端小学校(1回1日)(東京会))
2016 (平成28)	静岡産業大学情報学部専門教育科目 「企業研究: 静岡県行政書士会」 (2単位16コマ中1コマ「著作権法」(静岡会)) 葛飾区亀有駅前街頭無料相談会 (著作権分野)(東京会) 2016年度文化庁委託事業 「著作権者不明等の場合の裁判制度の利用円滑化に向けた実証事業」に、アドバイザーとして参画(日行連)
2017 (平成29)	内閣府「知財創造教育推進コンソーシアム」各委員会に委員として参画(日行連)